

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「いじめ」について紹介します。



いじめといえば、直接暴力を振ったり、悪口を言ったり、無視をしたり、モノを隠したりと、さまざまな方法があり、人によってその内容や手口、つらさは異なります。しかしどんないじめでも共通しているのは、被害者の心を深く傷つけ、取り返しのつかない事態になり得ることです。なので、いじめはいち早く発見し、対処していく必要があります。今回はいじめの定義や種類、対処方法を紹介したいと思います。

○いじめの定義

最初にいじめの定義が明確にされたのは昭和61年です。このときに定義されたこととして、学校の内外は問わないことや、心理的なものもいじめに該当するとあります。しかし「学校が事実を確認しているものをいじめとする」という項目があり、学校が事実を確認しない限り、いじめと判断されませんでした。これによって被害者が訴えたとしても取り下げられてしまうことがありました。

しかし、平成6年に再定義されたものではこの項目が削除され、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」が追加されました。これにより、いじめかどうかの判断を学校がおこなうのではなく、被害者に寄り添って判断するように変化しました。それでも単発的な攻撃だけだったり、被害者がいじめを我慢したりすると、いじめだと判断されないという可能性が残されました。

そこで、平成18年にいじめの定義から「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除され、いじめかどうかの判断は被害者の立場に立っておこない、いじめとは被害者が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている

ものとなりました。

また、平成25年にはいじめの範囲にインターネットも含まれることや、一定の人間関係の注釈などが加えされました。さらに、現在では「いじめ」が犯罪行為にも発展し得るとされ、警察に相談することや、被害者の意向を配慮することの重要性も明文化されています。

○判断基準と対処方法

次にいじめの判断基準と対処方法をご紹介します。

まず、判断基準についてですが、いじめと認識されるかについては次の5つの基準で判断できます。

- ①相手に対して複数回行為があっているか
- ②特定の手段のなかで起こっているか
- ③片方が一方的に被害にあっているか
- ④相手が嫌がっているのを理解したうえで行為に及んでいるか
- ⑤傍観者が存在しているか

すべてのいじめがこれに当てはまるとは限ませんが、この5つの項目を全て満たすのならば、それはいじめになります。

では、いじめが発覚したらどう対処すれば良いかですが、これはいじめの状態によって対処方法が変わってきます。初期の段階は数人でのいじめ行為なので、担任や友人などに相談し、火種が小さいうちに対策しましょう。

○最後に

いじめはどんなに些細なものでも絶対に許されない行為です。もし自分がいじめで悩んでいる時には、自分の親や担任の先生、いじめの専門機関などに相談しましょう。

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）
TEL0120(0)78310

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967(67)1111